

求職活動狀況申立書

児童名	生年月日	
施設名	歳	在園・申込

1 現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 現在、求職活動を行っている。 →下記2求職活動の方法・3求職活動中であることを確認できる書類、裏面(1)直近3か月の求職活動内容をご記入ください。		
	<input type="checkbox"/> 保育所入所後に求職活動を開始する予定である。 →裏面(2)入園後の就職活動計画をご記入ください。		
2 求職活動の方法	<input type="checkbox"/> 求職活動を行っている方のみ、あてはまる□にチェックをいれてください。 (複数回答可) <input type="checkbox"/> ハローワーク(職業安定所)に行っている。(週　　回程度) (在学中の方は就学要件での申し込みとなります。)		
	<input type="checkbox"/> ハローワーク(職業安定所)以外の就労支援サービスを受けている。		
	※登録機関名称(　　)		
	<input type="checkbox"/> 会社説明会に参加し、採用試験を受けている。		
	※最近1か月の状況(会社説明会　　回／面接　　回)		
	<input type="checkbox"/> 求人情報誌(チラシ、広告など)で仕事を探している。		
	<input type="checkbox"/> 新聞・インターネットで求人情報を検索している。		
	<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 書類あり →写しを添付してください	<input type="checkbox"/> ハローワークカード	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証
		<input type="checkbox"/> 就職斡旋期間登録画面	<input type="checkbox"/> その他(　　)
3 求職活動中であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/> 書類なし		

この申立書の内容に相違ないことを申し立てます。

□認可保育所

保育所入所3か月以内に1か月に48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出します。なお、就労を開始しなかった場合、就労証明書を提出しなかった場合は、保育所を退所させられても異議はありません。

□幼稚園・認可外保育所

認定開始希望日の翌月1日から3か月以内（ただし、希望日が1日の場合は翌々月末日まで。）に1か月に48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出します。なお、就労を開始しなかった場合、就労証明書を提出しなかった場合は、保育の必要性の認定を取消されても異議はありません。

年 月 日

住 所 大田区

申立者

署名又は 氏名 印

記名押印

電 話

※求職活動中の方の給付認定期間は認可保育所の場合申請日の翌月1日から3か月、幼稚園・認可外保育所の場合認定開始希望日の3か月後末日までです（ただし、申請日・希望日が1日の場合は翌々月末日まで。）。

求職活動内容

月	週	(1)直近3か月の求職活動内容
(例)		R.○.○.○ 会社説明会 (株)△△△ R.○.○.○ ハローワークで職業検索 R.○.○.○ インターネットで(株)□□□に面接応募
先々月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
先月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
今月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	

月	週	(2)入園後の求職活動計画
(例)		R.○.○.○ 会社説明会 (株)△△△ R.○.○.○ ハローワークで職業検索
入園月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
翌月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
翌々月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	